

令和4年3月17日

シラスウナギトレーサビリティシステム実証試験総括

東京海洋大学 舞田正志

1. トレーサビリティシステム実証試験の概要

令和2年度本事業において構築したトレーサビリティシステムプロトタイプの実証試験を、令和3年12月からのシラスウナギ漁期において、愛知、高知、宮崎の3県で実施した。実証試験に先立って、添付資料1を使用して実証試験に参加した3県で説明会を行った。本資料は実証試験のベースとなるトレーサビリティシステムマニュアル Ver.1 の解説を目的としたものであり、以下のようなトレーサビリティシステムの基本的な方針と具体的な手法を提示している。

- ①シラスウナギ流通の各段階で実施する手順は、一步前の業者からシラスウナギの譲渡を受ける際に行うべき作業と一步後の業者へ譲渡する際に行うべき作業を明確化する。
(ワンステップバック、ワンステップフォワード)
- ②各段階での情報をチェーントレーサビリティとして、養殖生産者が受け入れたシラスウナギの流通経路を採捕業者まで遡及可能とするための手法を定める。

トレーサビリティシステムの実証試験にあたっては、各県のシラスウナギ流通の実態を考慮し、上記基本方針を逸脱しない範囲で、地域検討会での検討によりシラスウナギトレーサビリティシステムマニュアル Ver.1 や記録様式の改編を容認することとした。各県がどのようにマニュアルを改編し、実証試験を行ったかについては添付資料2（愛知県）、3（高知県）および4（宮崎県）の赤字の記載を参照することとして具体的な記載は省略するが、改編の要点は以下のとおり整理できる。

- 1) ロット番号を賦与できる事業者を各県の流通の実態に合わせて指定していること。
- 2) 記録の簡素化、発行する証明書の記載・発行方法を改編している。
- 3) 既存の流通段階での記録等をベースにロット番号、譲渡番号を伝達する手法を採用している。(宮崎県)

各県の実証試験で行ったトレーサビリティシステムの改編は、流通の各段階で受け入れ

るシラスウナギと譲渡するシラスウナギに関するトレーサに必要な情報の記録を変更するものではないため、基本方針に影響を与えるものではないと考えられた。つまり、各資料中に赤字で記載された部分はシラスウナギの流通の実態に合わせて変更可能な部分であり、記録作成、証明書受け渡しの作業を軽減できる部分であることを示す。

2. 実証試験の評価

1) ロット管理の在り方

耳標により個体ごとにロット管理を行う肉牛のようなトレーサビリティシステムの構築はシラスウナギにおいては不可能である。シラスウナギのロット管理の方法として、採捕業者がロット番号を賦与する方法も検討されたが、許可採捕業者数は宮崎県で5,560件、愛知県で41,640件のロットが発生することになり、実質的にロット管理が不可能であることが実証された。本事業でのロット管理は、採捕業者が採捕したシラスウナギを集荷して、一定数量に達した段階でロット番号を賦与し、以降の流通を管理する方式を採用している。採捕業者までの遡及を可能とするため、採捕業者から直接集荷する集荷業者にロット番号の賦与権限を与える方法で、各県ごとに誰が、どのようにロット番号を賦与するかを規定し、実証試験が行われた。

実証試験では、各県とも採捕業者から集荷したシラスウナギを次の業者へ出荷する際にロット番号を賦与するルールにしている。一定量のシラスウナギを1ロットとして管理するという視点では、この方法で問題はないと考えられる。ロットの作成にあたって、集荷日、採捕業者ごとの集荷量の記録作成については、記録が膨大になることを指摘されたが、シラスウナギの採捕に関する情報について、どこまで遡及可能なシステムを求めるのか、資源管理上どのような情報が遡及できればよいのかを更に議論してロット管理の在り方を定めることが重要である。それを定めることにより、記録の作成方法を整理、簡素化可能であると考えられる。

2) 追跡可能性の検証

実証試験の対象とした令和3年度漁期（令和3年12月～令和4年1月）は、各県ともほとんど漁獲のないほどの不漁であり、特に、愛知県は検証自体が実施できなかった。わずかでも漁獲があった高知県、宮崎県での実証試験では、養殖生産者に譲渡されたシラスウナギの譲渡番号をもとに、作成されたロット番号（集荷業者）まで、遡及可能であることが実証できた。

高知県での実証試験では、流通経路が他県に比べてシンプルであり、譲渡証明書に代えてロット番号ごとの重量の内訳を記載した譲渡記録の複写を養殖生産者へ発行することとしている。このことにより、養殖生産者はロット番号を変えることなく通知されるシステムになっている。ロットの作成にあたっては採捕業者から集荷を行う現場責

任者を決め、その傘下にある採捕業者に個別の識別番号を賦与し、現場責任者番号として採捕業者ごとの採捕数量を記録しているため、養殖生産者が受け取ったロット番号から採捕業者まで遡及できる。

宮崎県での実証試験では、流通段階ごとに記録を残す日計表、取引にあたって発行される引き渡し証を作成する既存の方式があり、これら既存の様式にロット番号あるいは譲渡番号を記載する方法で実施された。集計記録にロット番号が記載されていること、引き渡し証に記載される譲渡番号の整合が取れることから指定集荷人までの遡及は可能である。なお、宮崎県の場合は、個別の採捕業者ごとの採捕量を記録する方式をとっておらず、内水面振興センターの立ち合い・確認を行うことで指定集荷人段階からのトレースを行うこととしている。この方式では採捕業者の総採捕量の把握は可能であると考えられる。

愛知県の実証試験では、採捕量がほとんどなく、実施可能なシステムになっているかの十分な検証はできなかったが、地域検討会で検討された改編によるマニュアルで試験を行うことができたと仮定して、高知県での実証試験結果と考え合わせると、十分に追跡可能であると推察できる。

本事業で実証試験に供したシラスウナギトレーサビリティシステムは、採捕業者からシラスウナギを集荷した段階で、ロットを作成し、ロット番号の作成ルールおよび所要に記録様式（記録すべき事項）を定めること、流通の各段階に関わる事業者が受け入れと譲渡を行う際のルールと記録様式を定めることでロット番号または譲渡番号で追跡可能であり、各県の実態に合わせて運用できるものと考えられた。また、ロットを作成する集荷人が個別の採捕業者からの集荷量を記録していれば、採捕段階での数量把握も可能であるといえる。

3. シラスウナギトレーサビリティシステムの課題

実証試験の結果、本事業で提示したシラスウナギトレーサビリティシステムマニュアル Ver.1 は、現行のシラスウナギの流通に適用可能なシステムと言えるが、いくつかの課題が残されている。

1) システム構築上の課題

実証試験の評価 1) に示したロット管理の在り方についてのコンセンサスを得ることが、シラスウナギトレーサビリティシステム構築を行う上では重要な要件と言える。個々の採捕業者が採捕したシラスウナギの量を特定することを目的としたシステムを構築するとすれば、採捕業者数と1回の採捕量（数g単位）を考えると集荷業者が作成する集荷記録は膨大なものになる。個々の採捕業者ごとの採捕量まで把握する必要があるのか、宮崎県で実施したように特定の地域ごとに採捕総量が把握できれば十分なのかによって、ロット管理の

在り方が変わってくる。したがって、この点についてはステークホルダー間のコンセンサスを得る必要がある。それによって、ロットを作成する集荷業者がなすべき集荷に関する記録作成の負担が変わってくる点を指摘しておきたい。

流通するシラスウナギの数量把握は、愛知県は採捕者からの集荷時は尾数単位、集荷以降の流通は重量単位、高知県および宮崎県では重量単位で行われている。重量単位での把握は計量時の水切りの作業方法等により誤差が生じることは避けられない。正確な数量把握という点では尾数単位での取り扱いが望ましいと思われるが、計数作業の負担が大きくなる。本事業での数量把握はどちらへも対応可能な方法として重量とサイズを記載する方法を採用している。一定の誤差を容認することで重量での把握に統一することも可能と考えるが、この点の議論も必要であろう。

2) システムの堅牢性

本事業では、トレーサビリティシステムを経由したものであることを証明する方法として、シラスウナギの譲渡者と被譲渡者が相互に整合性のある譲渡証明（記録）を保有する仕組みを取り入れている。しかし、記録の作成、発行する証明文書の偽造防止策については検討していない。どのようなトレーサビリティシステムを構築したとしても、悪意を持って運用すれば偽造できる可能性は排除できない。また、意図的にトレーサビリティシステムを経由しない流通をさせることも可能である。これらはシステム自体の課題というよりもシステムを運用する流通過程全体の課題であり、すべてのステークホルダーの合意の下で、履歴の明らかでないものが流通できない方策を考えることが重要である。

3) ロットの混合への対応

シラスウナギの流通において、複数のロットを混合して譲渡することは頻繁に行われており、ロットの混合を制限する方法でトレーサビリティシステムを構築することは事実上できないため、ロットの混合を行うことを前提としたシステムの構築が必要である。本事業におけるトレーサビリティシステムでは、ロットの混合を容認する前提で、ロット番号のリナンバーは認めておらず、譲渡番号および譲渡記録によって実質的に譲渡を受けたシラスウナギのロットごとの明細が分かる仕組みになっている。この方法で、最終的に採捕段階での採捕量に遡及することができる反面、明細が多岐にわたり追跡が複雑になるとの指摘もある。

このような指摘に対する解決策として、「マスバランス方式」の導入を検討することを提案したい。マスバランス方式とは、原料から製品への加工・流通工程において、ある特性を持った原料（例：バイオマス由来原料）がそうでない原料（例：石油由来原料）と混合される場合に、その特性を持った原料の投入量に応じて、製品の一部に対してその特性の割り当てを行う手法をいう。すなわち、あるシラスウナギの流通段階において、ロット A を 1 kg、ロット B を 2 kg、ロット C を 5 kg、ロット D を 2 kg 受け入れ混合した後、5 か所の譲

譲渡先 (a、b、c、d、e) に2 kgずつ譲渡しようとするとき、譲渡先 a にはロット B を2 kg、譲渡先 b にはロット C を2 kg、譲渡先 c にはロット C を2 kg、譲渡先 d にはロット D を2 kg、譲渡先 e にはロット A 1 kgとロット C 1 kgを譲渡したものとするという取扱いを行う方法である。この場合、ロットの混合を行う事業者は受け入れ、譲渡するシラスウナギの数量を記録しておく必要がある。

いずれの方法を選択すべきかについては議論の余地がある。

4) システムの運用上の課題

トレーサビリティシステムの導入にあたっては、流通の各段階で受け入れと譲渡に関して必要な情報を記録することが求められ、記録作成の負担増は免れない。事業者には、この点に関する理解を得る必要があり、また、適切にシステムを運用するための教育・訓練が必要である。記録作成の負担軽減、記録を検証し個々の養殖生産者が採捕履歴を遡及できるようするための ICT 技術の導入（ソフトウェア化）を検討することが望ましい。

シラスウナギトレーサビリティシステム手法確立事業

シラスウナギトレーサビリティマニュアル

(愛知県)

令和4年3月17日

1. 採捕者が漁獲したシラスウナギを集荷する集荷業者がなすべき事項

各都道府県の許可を得たシラスウナギの採捕者は多数に上り、この段階でのトレーサビリティの確保は困難である。従って、シラスウナギのトレーサビリティは採捕者からシラスウナギを集荷する集荷業者の段階から始まるものとする。

集荷業者が行う作業の手順は以下のとおりとする。

- 1) 集荷業者は採捕者からシラスウナギを受入れる毎にシラスウナギ集荷記録(様式1-1)に集荷日、採捕者許可番号、氏名、サイズ、重量を記録し、保管する。
- 2) 集荷業者は1回の出荷ごとにロットを作成する。
- 3) ロットが決定したときに別添資料1(ロット番号の作成ルール)に従って、ロット番号を作成し、様式1-1の“ロット番号”欄に記載する。また、記録様式の最下段にロット番号を作成した日、当該ロットのシラスウナギの平均サイズ、総重量を記載する。
- 4) 作成したロット番号は養殖場まで伝達される識別記号であり、集荷業者により一旦作成されたロット番号の付け直しは認められない。すなわち、集荷業者からシラスウナギを譲渡され、それを他者(他の集荷業者、養殖業者)へ販売する業者は新たにロット番号を付すことはできない。
- 5) 集荷業者が他者(他の集荷業者、養殖業者)へ集荷したシラスウナギを譲渡するときには、シラスウナギ譲渡記録(様式1-2)を作成することとし、その作成に当たっては、以下の点に留意する。
 - 5-1) 集荷業者として採捕者から集荷したシラスウナギを他者へ譲渡するときは、“ロット番号”の欄を使用し、そのシラスウナギのロット番号を記載する。
 - 5-2) 一つのロット番号のシラスウナギを複数の譲渡先に譲渡する場合には、その総量はそのロット番号のシラスウナギの重量を超えないことを基本とする。
 - 5-3) 複数のロット番号のシラスウナギを1カ所の譲渡先に譲渡するときは、譲渡したシラスウナギの全てのロット番号、譲渡重量を記載する。
- 6) シラスウナギの納品時に譲渡番号、譲渡した者の名称、譲渡したシラスウナギの重量を記載した譲渡証明書(様式2)を発行する。譲渡証明書は割り印(サイン)のうえ分割し両方で保管するか、複写を譲渡先が保管し原本を自身で保管する。
 - 6-1) シラスウナギを複数のロットから譲渡する場合は、それぞれのロット番号毎に譲渡した重量を記載する。

- 6-2) 譲渡証明書の譲渡番号は発行日をコード化して記載する(例;令和2年12月6日に発行したものは“021206”と記載する)。
 - 6-3) 同日に複数の譲渡先へ証明書を発行する場合は譲渡番号に枝番を付して記載する(例;令和2年12月6日に3箇所発行したものは“021206-1”、“021206-2”、“021206-3”と記載する)。
 - 6-4) 重量減少やその他特筆すべき事項は備考欄に記録する。
- 7) 採捕者、集荷業者、取扱業者、養殖業者の各ステージにおいて、集出荷記録における重量に増減が発生した場合、以下の考え方にに基づき整理する。
- 7-1) 本県のシラスウナギ採捕において、集荷の際は尾数による管理を基本としている。このため、集荷時の重量は目測や経験から判断されたサイズと尾数から求めた推定重量である。
 - 7-2) 集荷業者以降、次のステージへ譲渡される際は、実際に重量が計測される。この時、計測重量には水分を含むが、この水分量は水温、網の目合、シラスウナギの挙動によって変動する。
 - 7-3) 譲渡によってステージが進み複数のロットが統合されると、それぞれの計測重量の端数部分が合算され、記録上の重量より実重量は増加する。
 - 7-4) これらを原因として10%程度の重量変動は起こるのが実態である。なお、重量に変動があった場合、様式の備考欄を活用して記録を行うものとする。

2. 1の集荷業者からシラスウナギの譲渡を受けた取扱業者がなすべき事項

本項に定める取扱業者は、採捕者からシラスウナギを集荷する集荷業者等からシラスウナギの譲渡を受け、譲渡を受けたシラスウナギを他者（他の集荷業者、養殖業者）へ譲渡することを業務内容とする者で、採捕者からシラスウナギを集荷しない者が行う作業の手順は以下のとおりとする。

- 1) 当該業者はシラスウナギの譲渡を受けるごとに譲渡証明書正本を受領し、譲渡されたシラスウナギの重量を確認の上、シラスウナギ取扱記録（様式3）を作成する。
- 2) 譲渡を受けたシラスウナギの譲渡証明書原本の“シラスウナギの譲渡を受けた者”欄に自署のうえ、複写または分割したものを保管する。
- 3) 複写の場合、譲渡証明書原本は譲渡元へ返却する。
- 4) 譲渡を受けたシラスウナギを他者へ譲渡するときには、シラスウナギ譲渡記録（様式1-2）を作成することとし、その作成に当たっては、以下の点に留意する。
 - 4-1) 取扱業者として譲渡を受けたシラスウナギを他者へ譲渡するときは、「譲渡されたシラスウナギの譲渡番号」の欄を使用し、譲渡番号を記載する。
 - 4-2) 一つの譲渡番号のシラスウナギを複数の譲渡先に譲渡する場合には、その総量が譲渡を受けたシラスウナギの重量を超えないことを基本とする。
 - 4-3) 複数の譲渡番号のシラスウナギを1カ所の譲渡先に譲渡するときは、譲渡したシラスウナギの全ての譲渡番号を記載する。
- 5) シラスウナギの納品時には譲渡証明書（様式2）を発行し、譲渡番号、譲渡した者の名称、譲渡したシラスウナギの重量を記載して、譲渡先へ交付する。譲渡証明書は分割して両方で保管するか、複写を譲渡先が保管し原本を自身で保管する。様式2の作成は集荷業者の作成方法（マニュアル1の6）に従って取扱うものとする。

※ 集出荷における重量の増減については、マニュアル1の7の考え方にに基づき整理

3. 集荷業者を兼ねる取扱業者がなすべき事項

本項に定める取扱業者は、採捕者からシラスウナギを集荷する集荷業者等からシラスウナギの譲渡を受けるだけでなく、自身が採捕者からシラスウナギを集荷し、これらのシラスウナギを他者（他の集荷業者、養殖業者）へ譲渡することを業務内容とする者である。当該業者が行う作業の手順は以下のとおりとする。

【採捕者からシラスウナギを集荷する場合】

- 1) 採捕者からシラスウナギを受入れるごとに、シラスウナギ集荷記録（様式1-1）を作成する。

【他の取扱業者からシラスウナギの譲渡を受ける場合】

- 1) シラスウナギの譲渡を受けるごとに譲渡証明書正本を受領し、譲渡されたシラスウナギの重量を確認の上、シラスウナギ取扱記録（様式3）を作成する。
- 2) 譲渡を受けたシラスウナギの譲渡証明書原本の“シラスウナギの譲渡を受けた者”欄に自署のうえ、複写または分割したものを保管する。複写の場合、譲渡証明書原本は譲渡元へ返却する。

【シラスウナギを他者へ譲渡する場合】

- 1) シラスウナギを他者へ譲渡するときには、シラスウナギ譲渡記録（様式1-2）を作成する。自身が集荷したシラスウナギはロット番号を、他者から譲渡されたシラスウナギは譲渡番号をそれぞれ記載する。
- 2) シラスウナギの納品時には譲渡証明書（様式2）を発行し、譲渡番号、譲渡した者の名称、譲渡したシラスウナギの重量を記載して、譲渡先へ交付する。譲渡証明書は分割して両方で保管するか、複写を譲渡先が保管し原本は自身で保管する。

※ 様式1-1、1-2、2、3の作成方法はマニュアル1、2を参照

※ 集出荷における重量の増減については、マニュアル1の7の考え方に基づき整理

4. 養殖用種苗としてシラスウナギの譲渡を受けた養殖業者がなすべき事項

養殖用種苗としてシラスウナギの譲渡を受けた養殖業者が行う作業の手順は以下のとおりとする。

- 1) シラスウナギの受入れにあたっては、購入先から発行される譲渡証明書（様式 2）を受領し、記載内容を確認の上、“シラスウナギの譲渡を受けた者”欄に自署のうえ、複写または分割し保管する。
- 2) 複写する場合、譲渡証明書の原本は譲渡元へ返却する。
- 3) 飼育管理簿（種苗導入記録、飼育管理記録、分養記録等）など、GAP で求められる養殖場での遡及可能な記録の作成に努める。
- 4) 養殖ウナギの出荷先からシラスウナギの調達に関する情報を求められた場合には、適切な方法で開示するものとする。開示の方法は生産者が協議して定めるものとする。

シラスウナギ)譲渡証明書

1 譲渡番号: _____

2 譲渡した者の名称: _____

3 譲渡したシラスウナギの重量: _____ kg

4 備考: _____

5 サイズ: _____

発行日 年 月 日

証明書発行者自署:



シラスウナギ受領証

譲渡番号: _____

上記、譲渡番号のシラスウナギを受領しました。

備考: _____

受領日 年 月 日

受領者者自署:

シラスウナギトレーサビリティシステム手法確立事業

シラスウナギトレーサビリティマニュアル

(高知県)

令和4年3月17日

1. 採捕者が漁獲したシラスウナギを集荷する集荷業者がなすべき事項

高知県の許可を得たシラスウナギの採捕者は2,500名以上に上り、この段階でのトレーサビリティの確保は困難である。従って、シラスウナギのトレーサビリティは採捕者からシラスウナギを集荷する指定集荷人の段階から始まるものとする。

集荷事業者が行う作業の手順は以下のとおりとする。

- 1) 指定集荷人は現場責任者（各採捕区域で採捕者からしらすうなぎを集荷する者）からシラスウナギを受入れる毎にシラスウナギ集荷記録（様式1）に集荷日、（現場責任者）番号、サイズ、重量を記録し、保管する。
- 2) 指定集荷人は取り扱うロットを一定のルールに則って決める（例：7日間毎に集めたものを1ロットとする、一定期間に集荷したシラスウナギをサイズ毎に分けてそれぞれのサイズを1ロットとするなど）。
- 3) ロットが決定したときに別添資料1（ロット番号の作成ルール）に従って、ロット番号を作成し、様式1の“ロット番号”欄に記載する。また、記録様式の最下段にロット番号を作成した日、当該ロットのシラスウナギの平均サイズ、総重量を記載する。
- 4) 作成したロット番号は養殖場まで伝達される識別記号であり、指定集荷人により一旦作成されたロット番号のリナンバーは認められない。すなわち、指定集荷人からシラスウナギを譲渡され、それを養殖場へ販売する業者（高知県しらすうなぎ流通センター）は新たにロット番号を付すことはできない。
- 5) 指定集荷人が他者（高知県しらすうなぎ流通センター、養殖場）へ集荷したシラスウナギを譲渡するときには作成した様式1を譲渡先へ交付する。
 - 5-1) シラスウナギを複数のロットから譲渡する場合は、それぞれのロット番号毎に譲渡した重量を記載する。
 - 5-2) 譲渡証明書の譲渡番号は発行日をコード化して記載する（例；令和2年12月6日に発行したものは“021206”と記載する）。
 - 5-3) 同日に複数の譲渡先へ証明書を発行する場合は上記発行番号に枝番を付して記載する（例；令和2年12月6日に3箇所発行したものは“021206-1”、“021206-2”、“021206-3”と記載する）。
- 6) 様式2の作成に当たり、以下に注意すること。
 - 6-1) 一つのロット番号のシラスウナギを複数の譲渡先に譲渡する場合には、その総量が譲渡を受けたシラスウナギの重量を超えていないことを確認しなければ

ばならない。

6-2) 複数のロット番号のシラスウナギを1カ所の譲渡先に譲渡するときは譲渡したシラスウナギの全てのロット番号、譲渡重量を記載する。

(様式 1 - 2)

シラスウナギ譲渡記録

シラスウナギのロット番号	譲渡した重量 (kg)
譲渡番号：	
シラスウナギの譲渡先：	

(様式2)

シラスウナギ譲渡証明書

1. 譲渡番号： _____
2. 譲渡した者の名称：
3. 譲渡したシラスウナギの重量： _____ k g

証明書発行者自署：

シラスウナギ受領証

上記、シラスウナギを受領しました。

受領者自署：

2. 1の集荷業者からシラスウナギの譲渡を受けた取扱業者（高知県しらすうなぎ流通センター）がなすべき事項

本項に定める取扱業者は、採捕者からシラスウナギを集荷する指定集荷人からシラスウナギの譲渡を受け、譲渡を受けたシラスウナギを他者養殖事業者へ譲渡することを業務内容とする高知県しらすうなぎ流通センターで、作業の手順は以下のとおりとする。

- 1) 当該業者はシラスウナギの譲渡を受けるごとに譲渡証明書正本を受領し、譲渡されたシラスウナギの重量を確認の上、シラスウナギ取扱記録（様式3）を作成する。
- 2) 譲渡を受けたシラスウナギの譲渡証明書原本の“シラスウナギの譲渡を受けた者”欄に自署のうえ、複写し保管する。
- 3) 譲渡証明書原本は譲渡先へ送付する。
- 4) 譲渡を受けたシラスウナギを他者へ譲渡するときにはシラスウナギ譲渡記録（2）を作成し、捺印して複写し
原本を譲渡先へ交付複写は高知県しらすうなぎ流通センターで保管する。様式2の作成は上記1の5）に従って取扱うものとする。
- 5) 様式2の作成に当たり、以下に注意すること。
 - 5-1) 一つの譲渡番号のシラスウナギを複数の譲渡先に譲渡する場合には、その総量が譲渡を受けたシラスウナギの重量を超えていないことを確認しなければならない。
 - 5-2) 複数の譲渡番号のシラスウナギを1カ所の譲渡先に譲渡するときは譲渡したシラスウナギの全ての譲渡番号、を記載する。

(様式 3 - 2)

シラスウナギ譲渡記録

譲渡されたシラスウナギの譲渡番号	譲渡した重量 (kg)
譲渡番号：	
シラスウナギの譲渡先：	

3. 養殖用種苗としてシラスウナギの譲渡を受けた養殖事業者がなすべき事項

養殖用種苗としてシラスウナギの譲渡を受けた養殖事業者が行う作業の手順は以下のとおりとする。

- 1) シラスウナギの受入れにあたっては、購入先から発行される様式2を受領し、内容を確認の上、保管する。
- 3) 種苗導入記録、飼育管理記録、分養記録などGAPで求められる養殖場での遡及可能な記録の作成に務める。
- 4) 養殖ウナギの出荷先からシラスウナギの調達に関する情報を求められた場合には、適切な方法で開示するものとする。開示の方法は生産者が協議して定めるものとする。

シラスウナギトレーサビリティシステム手法確立事業

シラスウナギトレーサビリティマニュアル

(宮崎県)

令和4年3月17日

1. 採捕者が漁獲したシラスウナギを集荷する集荷業者がなすべき事項

各都道府県の許可を得たシラスウナギの採捕者は多数に上り、この段階でのトレーサビリティの確保は困難である。従って、シラスウナギのトレーサビリティは採捕者からシラスウナギを集荷する集荷事業者の段階から始まるものとする。

集荷事業者が行う作業の手順は以下のとおりとする。

- 1) 集荷業者は採捕者からシラスウナギを受入れる毎にシラスウナギ集荷記録(様式 1-1) に集荷日、採捕者許可番号、サイズ、重量を記録し、保管する。もしくは信頼できる第 3 者の記録等により、個別の採捕者の内容が別途確認できることを担保した上で、この様式に代わって集荷日、採捕団体、集荷総量が記載された既存の帳票等を活用し、集荷記録とすることができる。
- 2) 集荷業者は取り扱うロットを一定のルールに則って決める(例: 7 日間毎に集めたものを 1 ロットとする、一定期間に集荷したシラスウナギをサイズ毎に分けてそれぞれのサイズを 1 ロットとするなど)。なお、集荷ルールは県内で統一する。
- 3) ロットが決定したときに別添資料 1 (ロット番号の作成ルール) に従って、ロット番号を作成し、様式 1-1 の“ロット番号”欄(もしくは代替使用する帳票等の所定欄)に記載する。また、記録様式の最下段にロット番号を作成した日、当該ロットのシラスウナギの平均サイズ、総重量を記載する(平均サイズはロット状態が保たれた集荷過程のいずれかの段階で追記記載することも可能とする)。
- 4) 作成したロット番号は養殖場まで伝達される識別記号であり、集荷業者により一旦作成されたロット番号のリナンバーは認められない。すなわち、集荷業者からシラスウナギを譲渡され、それを他者(他の集荷業者、養殖場)へ販売する業者は新たにロット番号を付すことはできない。
- 5) 集荷業者が他者(他の集荷業者、養殖場)へ集荷したシラスウナギを譲渡するときにはシラスウナギ譲渡記録(様式 1-2)を作成し、シラスウナギの納品時に譲渡番号、譲渡した者の名称、譲渡したシラスウナギの重量を記載した譲渡証明書(様式 2)を発行して、譲渡先へ交付する。受領者から返却された譲渡証明書の原本は譲渡元で保管する。なお、譲渡日、譲渡先、各ロット番号と譲渡重量が記載された既存の帳票等を活用し、譲渡記録に代えることができる。
- 5-1) シラスウナギを複数のロットから譲渡する場合は、それぞれのロット番号毎に譲渡した重量を記載する。

- 5 - 2) 譲渡証明書の譲渡番号は発行日をコード化して記載する（例；令和2年12月6日に発行したものは“021206”と記載する）。
 - 5 - 3) 同日に複数の譲渡先へ証明書を発行する場合は上記発行番号に枝番を付して記載する（例；令和2年12月6日に3箇所に発行したものは“021206-1”、“021206-2”、“021206-3”と記載する）。
- 6) 様式1 - 2の作成に当たり、以下に注意すること。
- 6 - 1) 一つのロット番号のシラスウナギを複数の譲渡先に譲渡する場合には、その総量が譲渡を受けたシラスウナギの重量を超えていないことを確認しなければならない。ただし、荷の統合により含水量が増加する場合は、あらかじめ定めた許容範囲内にあることを確認しなければならない。
 - 6 - 2) 複数のロット番号のシラスウナギを1カ所の譲渡先に譲渡するときは譲渡したシラスウナギの全てのロット番号、譲渡重量を記載する。

(様式 1 - 2)

シラスウナギ譲渡記録

シラスウナギのロット番号	譲渡した重量 (kg)
譲渡番号：	
シラスウナギの譲渡先：	

(様式2)

シラスウナギ譲渡証明書

1. 譲渡番号： _____
2. 譲渡した者の名称：
3. 譲渡したシラスウナギの重量： _____ k g

証明書発行者自署：

シラスウナギ受領証

上記、シラスウナギを受領しました。

受領者自署：

2. 1の集荷業者からシラスウナギの譲渡を受けた取扱業者がなすべき事項

本項に定める取扱業者は、採捕者からシラスウナギを集荷する集荷事業者等からシラスウナギの譲渡を受け、譲渡を受けたシラスウナギを他者（他の集荷業者、養殖場）へ譲渡することを業務内容とする者で、採捕者からシラスウナギを集荷しない者が行う作業の手順は以下のとおりとする。

- 1) 当該業者はシラスウナギの譲渡を受けるごとに譲渡証明書正本を受領し、譲渡されたシラスウナギの重量を確認の上、シラスウナギ取扱記録(様式3-1)を作成する。
- 2) 譲渡を受けたシラスウナギの譲渡証明書原本の“シラスウナギの譲渡を受けた者”欄に自署のうえ、複写し保管する。
- 3) 譲渡証明書原本は譲渡先へ送付する。
- 4) 譲渡を受けたシラスウナギを他者へ譲渡するときにはシラスウナギ譲渡記録(様式3-2)を作成し、シラスウナギの納品時に譲渡番号、譲渡した者の名称、譲渡したシラスウナギの重量を記載した譲渡証明書(様式2)を発行して、譲渡先へ交付する。受領者から返却された譲渡証明書の原本は譲渡元で保管する。様式2の作成は上記1の5)に従って取扱うものとする。
- 5) 様式3-2の作成に当たり、以下に注意すること。
 - 5-1) 一つの譲渡番号のシラスウナギを複数の譲渡先に譲渡する場合には、その総量が譲渡を受けたシラスウナギの重量を超えていないことを確認しなければならない。
 - 5-2) 複数の譲渡番号のシラスウナギを1カ所の譲渡先に譲渡するときは譲渡したシラスウナギの全ての譲渡番号、を記載する。

(様式 3 - 2)

シラスウナギ譲渡記録

譲渡されたシラスウナギの譲渡番号	譲渡した重量 (kg)
譲渡番号：	
シラスウナギの譲渡先：	

3. 養殖用種苗としてシラスウナギの譲渡を受けた養殖事業者がなすべき事項

養殖用種苗としてシラスウナギの譲渡を受けた養殖事業者が行う作業の手順は以下のとおりとする。

- 1) シラスウナギの受入れにあたっては、購入先から発行される譲渡証明書（様式 2）を受領し、重量を確認の上、“シラスウナギの譲渡を受けた者”欄に自署のうえ、複写し保管する。
- 2) 譲渡証明書正本は譲渡先へ送付する。
- 3) 種苗導入記録、飼育管理記録、分養記録など GAP で求められる養殖場での遡及可能な記録の作成に務める。
- 4) 養殖ウナギの出荷先からシラスウナギの調達に関する情報を求められた場合には、適切な方法で開示するものとする。開示の方法は生産者が協議して定めるものとする。

(様式1-1) 代替帳票例

うなぎ種苗引渡伝票 (採捕団体保管用・集荷団体保管用・指定集荷人保管用) 伝票番号						
引	採捕団体名					
	年 月 日					
	単 価	円	数量	g	金額	円
渡	立 会 人	役職名	氏名			
取扱集荷人		氏名	ロット番号			
平均サイズ						

(様式1-2) 代替帳票例

日計表

譲 渡 日 _____

集荷団体名 ××××

集荷人名	荷受番号	総 量	風 袋	正味数量	譲 渡 先	譲 渡 数 量	備 考
〇〇〇〇	①				◇◇◇◇	□□□□g 譲渡番号	
ロット番号			小計				
△△△△	①						
ロット番号			小計				
		合 計					